

滋賀県個人情報保護条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）および特定個人情報保護評価に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）の規定による意見の聴取を滋賀県個人情報保護審議会に対して行うこととするため、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県個人情報保護審議会が調査審議する事項に、規則第 7 条第 4 項の規定による意見の聴取に関する事項を追加することとします。（第 52 条関係）

(2) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

# 社会保障・税番号制度導入に係る特定個人情報保護評価

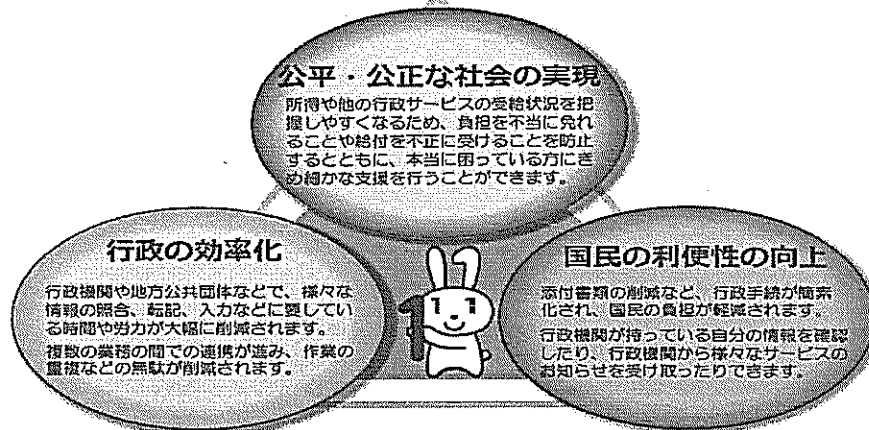
## 1 社会保障・税番号制度（番号制度）について

行政の効率化、国民の利便性を高め、公平・公正な社会基盤として、社会保障、税、災害対策の分野等に導入。

平成 27 年 10 月から個人番号等の通知、平成 28 年 1 月から個人番号の利用開始が予定されている。

法律名：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）  
（平成 25 年 5 月 31 日公布）

マイナンバーは、  
行政を効率化し、国民の利便性を高め、  
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



## 2 社会保障・税番号制度における安心・安全の確保について

個人番号を用いた個人情報（特定個人情報）の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかなどといった懸念に対し、次の対策が措置される。

### (1) 制度面における保護措置

- ① 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督
- ③ 特定個人情報保護評価
- ④ 罰則の強化
- ⑤ マイ・ポータルによる情報提供等記録の確認

### (2) システム面における保護措置

- ① 個人情報を一元的に管理せず、分散管理を実施
- ② 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- ③ アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- ④ 通信の暗号化を実施

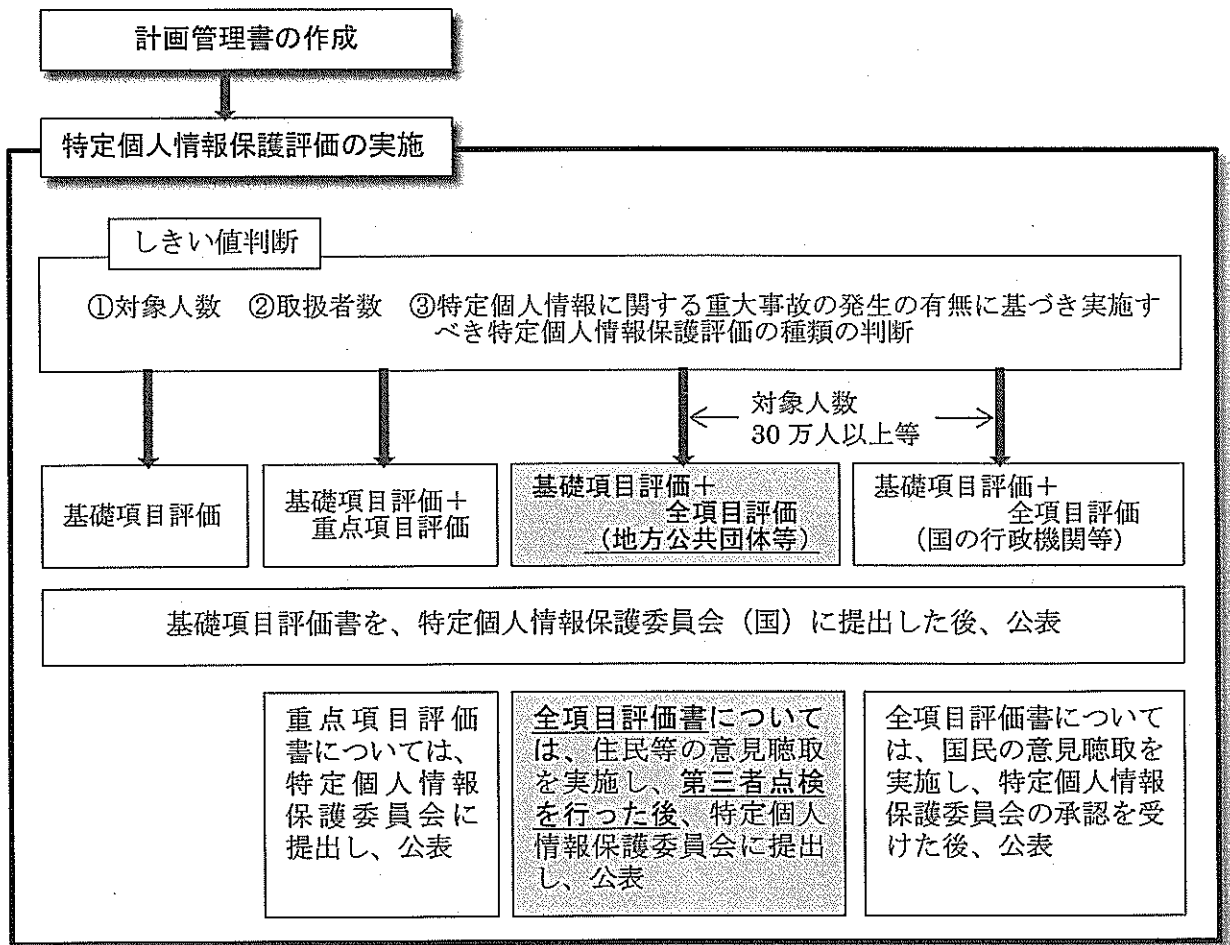
### 3 特定個人情報保護評価について

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの

#### ○評価の対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務。ただし、職員の人事、給与等に関する事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、対象人数の総数が 1,000 人未満の事務等については、評価の実施義務はない。

#### ○特定個人情報保護評価の流れ



(根拠：特定個人情報保護評価に関する規則（特定個人情報保護委員会規則第1号）)

**※滋賀県においては、全項目評価書に係る**

**第三者点検を、滋賀県個人情報保護審議会で実施**

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第51条 省略</p> <p>(滋賀県個人情報保護審議会)</p> <p>第52条 <u>第43条第1項の規定による諮問に係る事項その他この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議するため、滋賀県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2～5</u> 省略</p> <p><u>6</u> 審議会は、<u>第1項</u>の調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>第53条～第65条 省略</p> <p>第66条 <u>第52条第5項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第67条以下 省略</p>	<p>第1条～第51条 省略</p> <p>(滋賀県個人情報保護審議会)</p> <p>第52条 <u>地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</u></p> <p><u>2</u> 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項および特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）<u>第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項を調査審議する。</u></p> <p><u>3～6</u> 省略</p> <p><u>7</u> 審議会は、<u>第2項</u>の調査審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>第53条～第65条 省略</p> <p>第66条 <u>第52条第6項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第67条以下 省略</p>